

小樽測量設計協会

会 則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、「小樽測量設計協会」と称し、事務所を小樽市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、測量調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査等の技術向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

1. 親睦事業
2. 研修会の開催
3. 測量設計等の技術研究、見学会
4. 会員相互の情報の交換、業務の開拓
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第 4 条

1. (正会員) 小樽市に事務所を持つ第2条等を業とする会社及び個人。
2. (準会員) 第2条等を業とする小樽市以外の入会を希望する会社及び個人。

(入 会)

第 5 条 前条1、2項に該当する者で本会に入会を希望する者は、会員1名以上の推薦を受け、会長に届け出るものとする。

(退 会)

第 6 条 会員は、次の事由によるとき本会を退会するものとする。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 会費を1年間滞納したとき
- (3) 本会の信用を著しく失墜させ、総会の総意に基づく勧告があったとき

(入会金・会費)

第 7 条 会員は、総会の定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。なお、退会に際して入会金及び会費は返還しないものとする。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 8 条

1. 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 1名
- (5) 顧問・相談役・名誉会長を若干名おくことができる

2. 役員は、定時総会において選任する。

(役員 の 任 期)

第 9 条

- 1. 役員 の 任 期 2 年 と する。た だ し、再 任 は 妨 げ な い。
- 2. 役員 に 欠 員 が 生 じ た と き は、次 期 総 会 で 補 充 す る。
- 3. 前 項 で 補 充 さ れ た 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

(役 員 の 任 務)

第 10 条

- 1. 会 長 は、本 会 を 代 表 し 業 務 を 総 括 す る。
- 2. 会 長 に 事 故 が あ る と き は、副 会 長 が 代 行 す る。

(役 員 会)

第 11 条 役員会は、役員 の 半 数 以 上 の 出 席 を も っ て 成 立 し、決 議 は 出 席 役 員 の 過 半 数 の 同 意 に よ る。

(三 役 会)

第 12 条 三役会は、緊急を要する事項を決定する。

第5章 会 議

(総 会) 第 13 条

1. 総会は、毎年一回4月ないし5月に開催し、会長が招集する。
2. 総会は、正会員の半数以上の出席をもって成立し、議事はその過半数をもって可決する。
3. 役員会において必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(総会 の 議 決) 第 14 条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選出
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(議 決) 第 15 条 本会の運営に関して、本規約に定めていない事項は、正会員の議決による。

第6章 事 業 費

(事 業 費) 第 16 条 本会の事業は、次の資産をもって充てる。

- (1) 会 費
- (2) 賛 助 金
- (3) 事業にともなう収入

(会 計 年 度) 第 17 条 会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

(会 費)

第 18 条 会費に関する規定は、別に定める。

(慶 弔)

第 19 条 慶弔に関する規定は、別に定める。

会費に関する規定

1. 会員は、第7条の規定により入会金、年会費を納入するものとする。
 - (1) 入会金 正会員 30,000円とする
準会員 20,000円とする
 - (2) 会費は年額 10,000円とする
 - (3) 年間会費は、総会の日までに納入するものとする
2. 総会及びその他の行事に要する費用は、その都度徴収するものとし、その額は役員会で定める。

慶弔に関する規定

- (1) 慶 事 社会通念を考慮し、役員会にて決定する
- (2) 弔 事 本人及び配偶者に対し、弔電・供花・香料等を、社会通念を考慮し役員会にて決定する。
- (3) その他 役員会及び会長が、特に認めたもの

附 記 この規則は、昭和 50 年 5 月 18 日より施行する。
 平成 9 年 5 月 22 日 一部変更
 平成 24 年 5 月 22 日 一部変更
 令和 元年 6 月 27 日 一部変更